知財は ここから。

INPIT

INPIT外国出願補助金（出願補助）
令和8年度第3回公募の総括

令和8年11月

知財活用支援センター　助成事業担当

1. 事業概要

知財は ここから。
INPIT

・公募期間　令和8年6月8日(月)～6月29日(月)
・募集方法　Jグランツによる申請

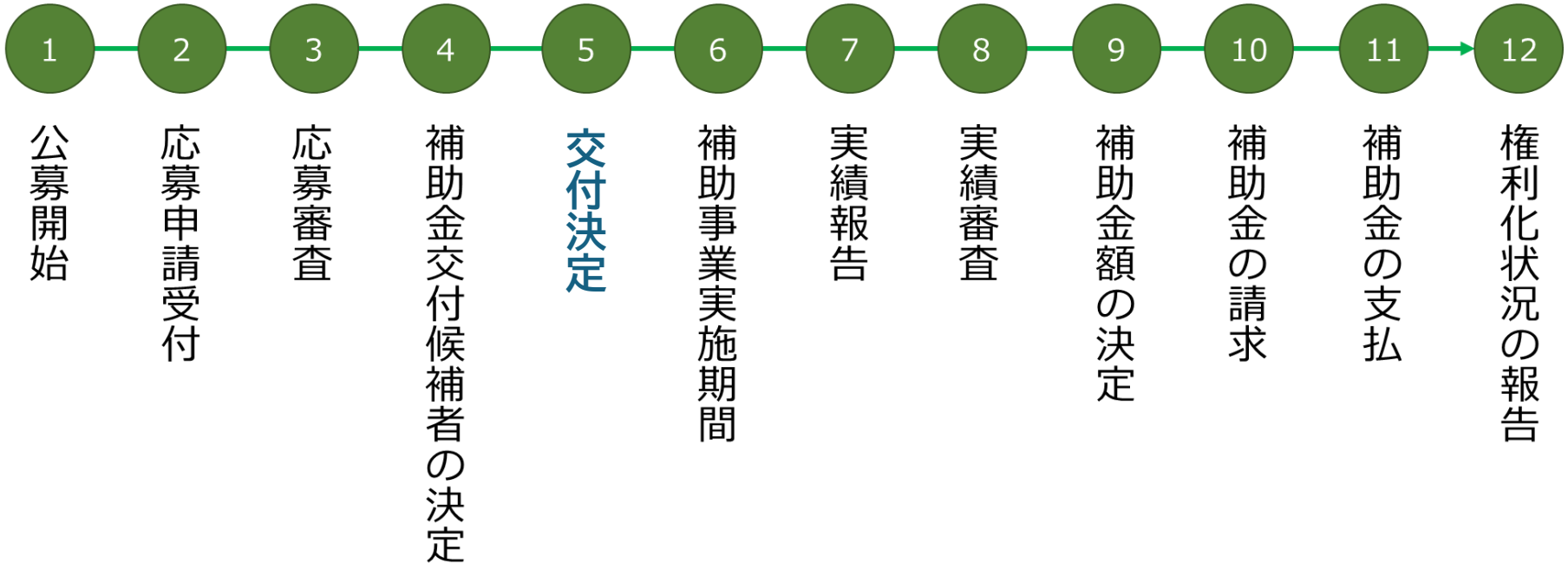
公募概要	内容
補助対象者	・中小企業者（特許法１０９条の２第２項） ・試験研究機関等（同条第３項） ・商工会議所等
補助上限額	＜出願手続補助＞ 上限額：**３００万円**（試験研究機関等は上限なし） １案件（１国・地域）当たり a. 特許出願１５０万円 b. 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願６０万円 c. 商標の抜け駆け対策の出願３０万円 ＜中間手続補助（特許のみ）＞ 上限額：なし［注１］ １手続（１国・地域）当たり５０万円
補助率	１／２
補助対象経費	外国特許庁への出願料、出願審査請求料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

※中間手続補助は、ＩＮＰＩＴ事業（本補助金）の補助を受けた者及び特許庁事業の補助を受けた者のみを対象とする。
※１事業者あたりの上限額は、同一年度内の公募回に共通して適用する。
［注１］上限額なしの対象、特許法施行令第１０条第３号 イ、ロ、ハ に該当する者に限る。

２．ＩＮＰＩＴ外国出願補助金の流れ

知財は ここから。

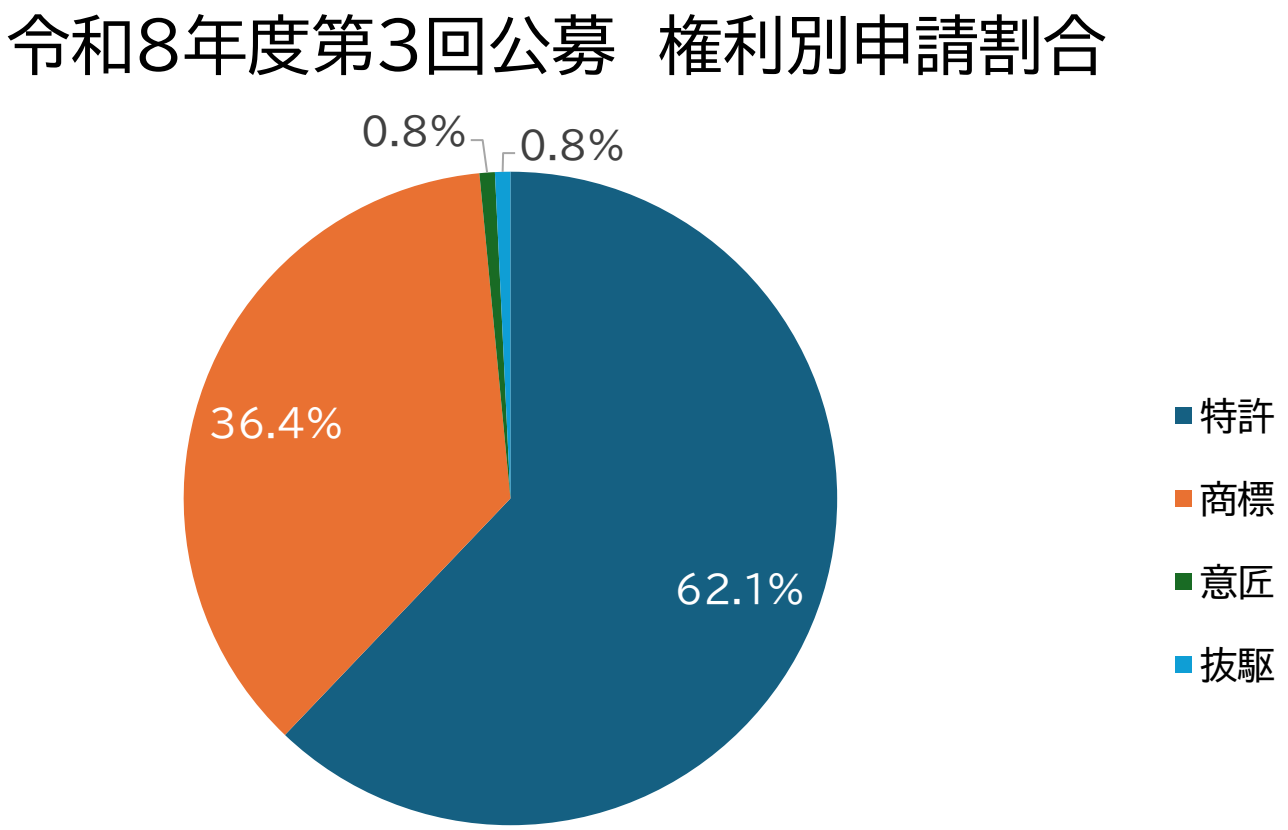
- 補助事業の流れは以下のとおりです。
- 交付決定後に外国への出願手続を行うこととなります。



※青字部分が現在の進捗箇所です。

3. 権利別申請割合

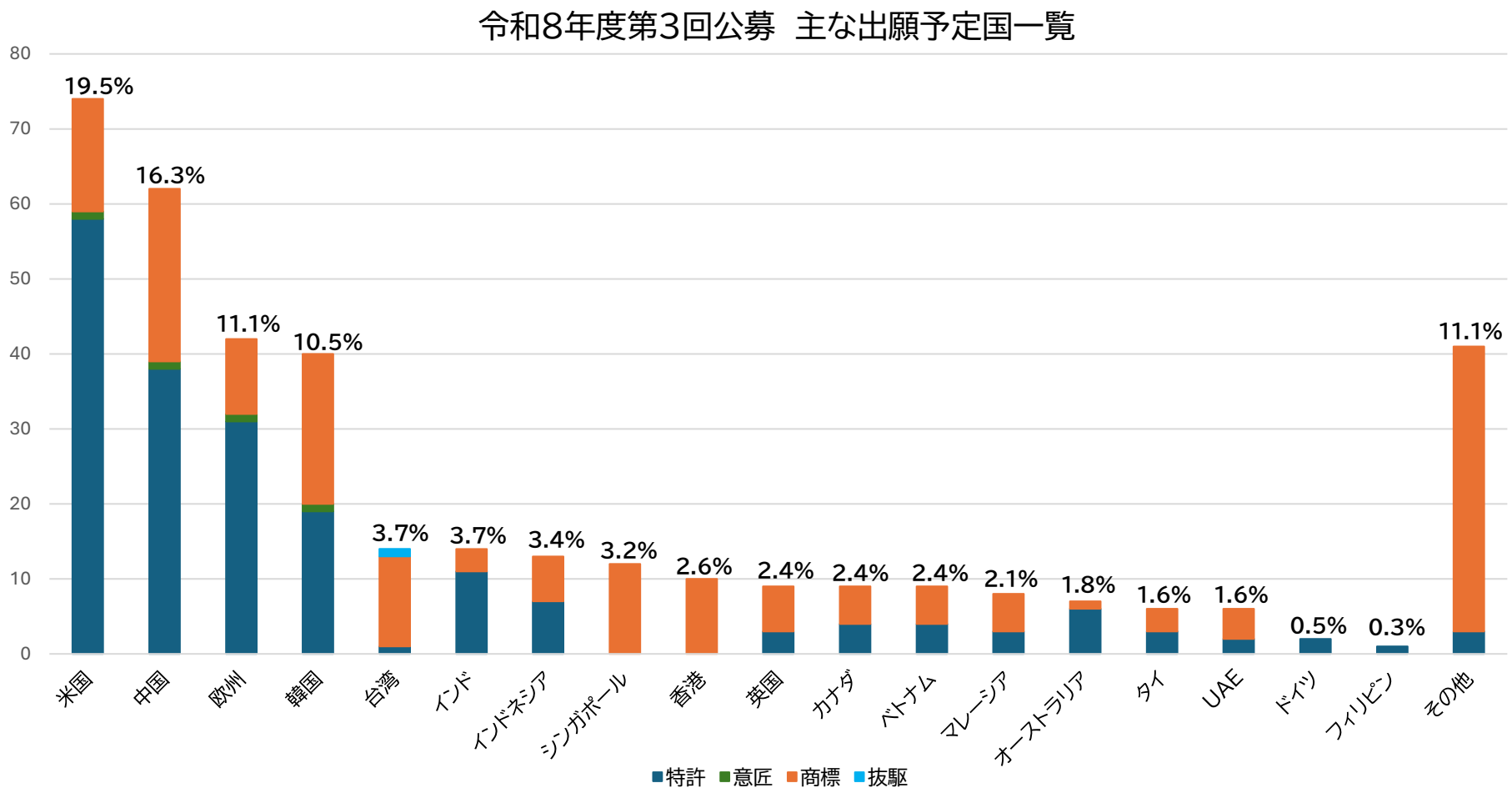
・INPIT外国出願補助金は、外国における特許、実用新案、意匠、商標の権利化に要する費用の一部を補助し、中小企業者等の国際的な知的財産戦略の構築を支援しています。
・支援対象となる 特許、実用新案、意匠、商標 の補助金申請割合は以下のとおりです。



4. 出願予定国の割合

知財は ここから。
INPIT

・INPIT外国出願補助金は、出願予定国については全世界を対象にしています。
・令和8年度第3回公募における、応募申請者の出願予定国の割合は、以下のとおりです。
（パーセントは、全出願予定国・件数における各国件数の割合）



5. 申請のきっかけ

知財は ここから。
INPIT

・INPIT外国出願補助金では、申請時に任意で申請のきっかけについてアンケートを行っております。
令和8年度第3回公募の申請のきっかけとなった、主な事柄は以下のとおりです。
・外国への事業進出において本補助金のみならず、以下のきっかけとなる各機関等支援ツールの活用も併せてご検討ください。

